

議案第40号

愛西市防災会議条例及び愛西市災害対策本部条例の一部改正について

愛西市防災会議条例（平成17年愛西市条例第14号）及び愛西市災害対策本部条例（平成17年愛西市条例第15号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年9月4日提出

愛西市長 八木 忠 男

提案理由

この案を提出するのは、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市条例第 2 2 号

愛西市防災会議条例及び愛西市災害対策本部条例の一部を改正する条例

(愛西市防災会議条例の一部改正)

第 1 条 愛西市防災会議条例（平成 1 7 年愛西市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号を次のように改める。

(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

第 2 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

第 4 条第 5 項中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

第 4 条第 6 項中「第 7 号」の次に「及び第 8 号」を加える。

(愛西市災害対策本部条例の一部改正)

第 2 条 愛西市災害対策本部条例（平成 1 7 年愛西市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 2 3 条第 7 項」を「第 2 3 条の 2 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。